

環水大大発第 1303061 号
平成 25 年 3 月 6 日

都道府県、大気汚染防止法政令市
大気保全担当部（局） 長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年環境省令第 4 号）が平成 25 年 3 月 6 日に公布され、即日より施行される。

ついては、下記の事項について、適切に運用されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正の背景及び趣旨

これまでの取組の結果、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出量が目標を大幅に上回る削減を達成した状況を踏まえ、事業者の負担軽減を図り、より効率的な体系作りを推進するため、VOC 濃度の測定に係る規定について、所要の改正を行うこととしたものです。

2 改正内容

大気汚染防止法第 17 条の 12 の規定に基づく VOC 濃度の測定は、VOC 排出施設を稼働させている時間帯において、最も負荷のかかる時に VOC 濃度を測定すればよいことから、年 1 回以上としました。

なお、今回の改正において、VOC 排出施設の休止に係る措置を定めていませんが、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）」

（平成 17 年 6 月 17 日付け、環管大発第 050617001 号）第 10、2 の「1 年を通して休止し、VOC を大気中に排出していない VOC 排出施設については、引き続き VOC 濃度の測定は必要ない。」については、今後も同様に取り扱うこととするので、ご了承ください。

○環境省令第四号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条の十二の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月六日

環境大臣 石原 伸晃

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年^{厚生省}通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一号中「年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上）」を「年一回以上」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改正案	現行
（揮発性有機化合物濃度の測定） 第十五条の三 法第十七条の十二の規定による揮発性有機化合物濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年一回以上行うこと。 二（略）	（揮発性有機化合物濃度の測定） 第十五条の三 法第十七条の十二の規定による揮発性有機化合物濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上）を行うこと。 二（略）